

生徒心得

A. 良識ある四日市中央工業高校生であれ。

1. 学生らしく
2. 礼儀正しく
3. 規律正しく
4. 予習、復習を怠らない
5. 授業に集中する
6. 勉強と運動を両立させる

B. 成績の評価、単位認定、進級、卒業に関する規定について

1. 学習成績の評価は第1学期の総合成績、第2学期の総合成績、学年の総合成績をそれぞれ100点法で行なう。
2. 学年総合成績30点以上の科目は、その単位の修得を認定される。ただし、欠席が多数くり返されるなどの理由により、たとえ成績が優良でも、その単位を認定されない場合もある。
3. ①その学年の学校所定の単位を認定されたものは上級学年に進級する。
②①に該当しないものは原級に留める。
4. 学校所定の単位を修得した者は、卒業を認められる。

C. 欠席、遅刻、早退、疾病による出停、転退学、休復学などについて

1. 必ず所定の様式の願いまたは届けを提出しなければならない。
2. 病気その他の理由により考査が受けられない場合は、そのことを事前に学校に連絡し、その後必要な証明書(診断書など)を提出しなければならない。
3. 忌引の日数は、父母7日、祖父母兄・弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母1日とする。
4. 下記による疾病(感染症)に罹患の場合は、感染症の流行を予防するため出席停止とする。登校の際には、医療機関において記入の「登校許可証明書」を担任に提出する。

- | | |
|-----|--|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、新型コロナウイルス(COVID-19)及び特定鳥インフルエンザ |
| 第二種 | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ感染症を除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症(感染症胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、サルモネラ感染症、帯状疱疹等に感染し、医師により出席停止と認められた感染症に限る。) |

D. 諸届けについて

1. 授業の遅刻・早退・途中外出、およびアルバイトを行う場合は、所定の用紙に記入して届け出ること。ただし、アルバイトでの事故については学校は責任をもたない。

I. 校内、校外での活動について

1. 生徒はホームルーム開始までに登校し、登校後は授業終了まで外出しないこと。やむを得ない用事で外出する時は、学級担任または授業担当者及び生徒指導部の許可を受けること。
2. 遺失物、拾得物は直ちに学級担任、または生徒指導部に届け出ること。
3. ゲーム、音楽プレイヤーなど、学習に不必要なものは、持って来ないこと。
4. 学校内では、金銭など貴重品の自己管理に気をつけること。
5. 校内では歩きながらの飲食・携帯電話・その他の携帯端末等の使用をしないこと。
6. 校内において掲示、貼り紙、陳列、配布などをする場合は、あらかじめ学級担任、生徒指導部の許可を受けること。

J. 交通安全について

1. 自転車で通学する者は防犯登録をした後、学級担任を通じて生徒指導部に許可願を出し、許可（原則、自宅から学校までの距離が2kmを超える場合に認める。）を受けること。また、許可された者は通学に使用する自転車に必ず規定のステッカーを貼ること。
2. 二輪車、自動車での通学は原則禁止する。
ただし、K. 運転免許取得についての1.にあるように、学校長が免許取得を許可した生徒については、免許取得後、原動付き自転車（50cc以下）に限り、最寄りの駅までの使用を認める。その際は、本校が定める規定を必ず守ること。
3. 自転車は必ず指定された自転車置場に整頓して置き、鍵をかけること。
4. 自転車の二人乗り、傘さし運転や道路への飛び出しなど、危険運転は禁ずる。
5. 並列運転やイヤホンを使用しての走行をしないなど、運転マナーに十分気をつけること。
6. 軽率な行動から違反行為があった場合は、その内容に応じて反省の機会を与える。
7. 通学途中などに、自動車・自転車・歩行者相手の事故を起こしたときは、相手の確認など適切な対応を取るとともに、直ちに学級担任または生徒指導部に連絡すること。

K. 運転免許取得について

1. 在学中は、二輪車などの運転免許取得を原則として禁止する。ただし、次の条件に該当し、かつ保護者からの願い出がある場合は、学校長が認めるものに限り、原動付き自転車（50cc以下）の免許取得を許可する。
 - (1) 通学に際し、自宅から最寄りのバス停・鉄道の駅まで遠い場合（片道10km以上）
 - (2) その他、特殊な事情がある場合
2. 自動車の運転免許取得は原則として禁止する。
ただし、第三学年の指定日時から、学校所定の手続きを行なうことにより自動車学校への入校許可、受講許可を得ることができる。
3. 普通自動車免許試験は、指定された日以降でないと受けられない。